

令和4年度第7回理事会議事録

日時：令和5年3月11日(土) 13時30分～16時15分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 16名

会長 八田冷子（代表理事）

副会長 田畠知子

副会長 渡邊和代

専務理事 今村 恵

常任理事 林 恵子

職能理事 小田房子、瀬山勝美、谷川智子、徳永博子

地区理事 西野富士子、牧枝さとみ、久保田祥子、新井田香、寺師真理子、
近間眞由美、正岡ゆかり

委任状出席理事 1名

会員 前永和枝（柳田千草の代理）

III 監事の出欠確認

出席監事 1名

岩重洋一

欠席監事 1名

永山広子

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長=議長は除く）のうち15名の出席は、議決に加わることができるもの16名の過半数8名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 事業推進に関する事項

会長は、次のように説明した。

1) 医療的ケア児支援センターについて

県から医療的ケア児支援センターの委託候補先として相談を受け、当協会の医療的ケア児

支援センターの設置について考え方を説明したところである。

今回県から医療的ケア児支援センターの設置について公募があったところだが、当協会としても応募したいと考えている。訪問看護ステーションにおいて、医療的ケア児に対応している強みを生かしてこの事業に参画したい。

2) 訪問看護ステーションかごしまの職員体制等について

常勤職員については、現在所長もスタッフとして訪問業務に従事しているが、今後の管理業務の重要性を踏まえ、所長の訪問業務を緊急時等に絞りたい。現在の常勤7名体制を8名にし、今後の収支状況を見ながら訪問看護事業の安定的な運営の目安とされている常勤10名体制を目指したい。

併せて医療的ケア児、高齢者の在宅生活を維持するために専門的なりハビリテーションは欠かせないので、看護職に加えリハビリテーションスタッフを1名雇用したい。

また、職員体制の充実に伴い、訪問看護ステーションの協会内の事業所が手狭になっており、現在移転先を検討中である。

のことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2 管理的事項

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後、事務局長は次のとおり説明した。

1) 職員の任免状況について

令和5年4月1日から渡辺副会長を事業推進の業務担当として採用する。現事務局長の退職に伴い現総務部長を事務局長兼総務部長とする。

その他、職員の退職や公募状況について報告した。

のことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 規程等の改正（案）について

今回2つの規程等について改正をお願いするが、主な改正点について説明したい。

① 育児・介護休業等の改正について

育児・休業法の改正の趣旨を踏まえ、育児・介護休業等に関する規則の規定例に基づき、本看護協会でも人材確保や働きやすい職場環境づくり等のため、「育児・介護休業等に関する規程」を改正したい。

主な改正内容としては、出生時育児休業制度の新設、いわゆる産後パパ有休制度、育児休業期間中の給与・賃金の取扱いの明記や時間外労働の制限などの改正、またそれらに伴う各種様式の見直し、追加、整理等を行った。

② 虐待防止委員会設置規程(案)について

令和3年度の介護報酬改定に伴い、全ての介護事業者を対象に虐待防止のための委員会の

開催、指針の整備等が義務付けられたことから、訪問看護ステーションかごしまにおいても規程を設置することとした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 令和 4 年度補正予算案について

会長は総務部長が説明することを出席理事に承認を得た後、総務部長は、次のとおり説明した。

令和4年度の法人全体の収益は、当初 238,839 千円に対し補正額が 16,099 千円の増で最終予算額 254,938 千円を見込んでいる。費用は、当初 218,566 千円に対し今回 14,129 千円の増で最終予算額は 232,695 千円を見込んでいる。

補正予算の収益増減の主な要因は、事業収益については教育事業収益の減、訪問看護ステーション事業の収益の増によるものである。委託事業収益は、日看協受託事業である新型コロナウイルス感染対策関係事業の収益の増である。

また、費用については、新型コロナウイルス感染症対策事業などの受託事業の増に伴い、人材の適正な配置を進めたことなどから人件費の増となっている。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4-1) 令和 5 年度事業計画案について

専務理事は次のように説明した。

当協会では、公衆衛生の向上を目的とした公益目的事業並びにその公益目的事業の推進に資するための事業等を 7 地区と連携し定款に基づき実施することとしている。令和 5 年度事業の主な新規の取組としては、1 医療的ケア児支援の推進・強化、2 地域医療介護総合確保基金事業を活用した在宅医療体制の構築の推進、3 自然災害、感染症支援に係る看護職の応援派遣制度についての検討、4 新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の感染対策・支援の構築、5 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の救護活動の派遣調整、6 令和 6 年度専任教員養成講習会開催に向けた検討を行うこととした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4-2) 令和 5 年度予算案について

会長は総務部長が説明することを出席理事に承認を得た後、総務部長は次のとおり説明した。

令和 5 年度収支予算は、経常収益 239,453 千円、経常費用 221,771 千円で、当期計上増減額は 17,682 千円を見込んでいる。

経常収益の主な増減要因は、公益目的事業会計における訪問看護ステーション事業収益の増、障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業である委託事業の終了による減である。

経常費用の主な増減は人件費の増、印刷製本費、諸謝金、委託費の減である。

資金調達及び設備投資の見込みについては、外部からの資金調達の予定はなく、設備投資において研修机・椅子及び業務用パソコンの更新を見込んでいる。

また、公益認定基準のうち財務三基準については、①「公益目的事業に係る経常収益がその事業実施に要する適正な経常費用の額を超えてはならない」という公益目的事業の収支相償、②「公益目的事業に係る経常費用が法人全体の経常費用の50%以上でなければならない」という、公益目的事業比率は、ともに基準を満たしており、③遊休財産の保有制限についても適正に処理することとしている。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

5) 令和5年度研修受講料について

常任理事は次のように説明した。

当協会の研修受講費については多くの種類や会員・非会員など区分もありわかりにくいので、今回、令和5年度の研修受講費について、研修種類・会員・非会員の区分ごとに一覧でわかるよう整理した。業務で活用していただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

6) 令和5年度鹿児島県看護協会通常総会等について

専務理事は、次のように説明した。

5月27日の通常総会プログラム及び議案について説明するとともに、開催方法については、昨今の感染状況や国の動きに鑑み縮小開催ではなく通常バージョンで開催することとした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり、承認された。

7) 令和5年度役員・職能委員・推薦委員候補者及び令和6年度代議員・予備代議員について

専務理事は候補者名簿を提示し、全候補者とも出席理事全員から賛成があり、承認された。

VII 報告事項

1 事業推進に関する事項

- 1) 教育事業について
- 2) ナースセンターに関連した事業について
- 3) 障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援事業について
- 4) 訪問看護供給体制確保推進事業について
- 5) 令和5年度看護の日・看護週間関連事業について

2 管理的事項

- 1) 空調機の故障発生について
- 2) 理事会・運営委員会議事録について

3 会員支援

- 1) 令和5年度看護業務功労者知事表彰候補者について
- 2) 令和4年度及び令和5年度の鹿児島県看護協会会員数・

4 その他

- (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告）
- (2) 職能委員会報告（書面報告） (3) 地区報告（書面報告）
- (4) 委員会報告（書面報告） (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）
- (6) 他団体会議報告（書面及び一部口頭報告） (7) 出張報告（県外）（書面報告）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、16時15分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和5年3月11日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長）

八田 冷子



監

事

岩重洋一

